

改正

令和2年10月1日規則第95号

令和6年1月1日規則第4号

長浜市福祉有償運送運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。

(2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。

(3) その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

(1) 市長が指名する職員

(2) 本市を営業区域に含むタクシー事業者及びその組織する団体が指名する者

(3) 本市に住所を有する者又は福祉有償運送の利用が想定される者

(4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長又はその指名する職員

(5) 滋賀県湖北健康福祉事務所長又はその指名する職員

(6) 本市において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に属する者のうちその代表者が指名する者

(7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録において、対価の変更等の議論が必要な議事が存在しないことに加え、委員の招集が困難であると判断した場合に限り、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月1日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年1月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。